

報道関係者各位

令和5年1月27日

文化財補助金の相談受付開始

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全のための補助金について、相談を受け付けます。

記

1. 対象

- 明治時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理
- 明治時代以前の仏像、仏画・ふすま絵など美術工芸品の保存やその保存に必要な収蔵庫の整備
- 戦前から伝承されている民族芸能、伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入

など

2. 相談期間 : 令和5年2月28日(火)まで

3. 問い合わせ先 : 文化振興課 (Tel.0773-66-1019)

